



2023年11月30日

各 位

会社名	星光PMC株式会社
代表者名	代表取締役社長執行役員 菅 正道 (コード：4963 東証プライム)
問合せ先	執行役員 管理本部長 河野 宏治 (電話番号：03-6202-7331)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する承認決議に係るお知らせ

当社は、2023年10月26日付「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2023年10月26日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関する各議案について、本日開催の臨時株主総会に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2023年12月27日まで整理銘柄に指定された後、2023年12月28日に上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

2023年10月26日付当社プレスリリースにおいてお知らせしましたとおり、当社株式について、以下の内容の株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施するものであります。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式について、3,305,489株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

30,320,969株

④ 効力発生前における発行済株式総数

30,320,798株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、第57期第2四半期報告書に記載された2023年6月30日現在の発行済株式総数(30,321,283株)から、当社が2023年10月26日の当社取締役会においてその消却を決議し、2023年12月29日付けで消却される予定の2023年10月26日現在当社が所有する自己株式の数(305株)を除いた株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数
9株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
18株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、インビジブルホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及びD I C株式会社（以下「D I C」といいます。）以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。

当該売却について、当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様の保有する当社株式の数に、公開買付者が2023年9月4日から2023年10月17日まで実施した当社株式に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である1,070円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

① 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は18株となります。この点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は9株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

③ 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及びD I Cのみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

④ 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及びD I Cのみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第16条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、本議案に関する定款一部変更の内容は、2023年10月26日付当社プレスリリースをご参照ください。

また、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2024年1月4日に効力が発生する予定です。

3. 株式併合の日程

臨時株主総会開催日	2023年11月30日(木)
最終売買日	2023年12月27日(水)(予定)
上場廃止日	2023年12月28日(木)(予定)
本株式併合の効力発生日	2024年1月4日(木)(予定)

以上